



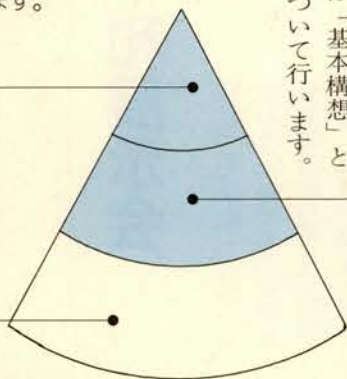
「国際平和都市千代田宣言」
モニュメント

計画づくりを区民の皆さんとともに

千代田区長期総合計画の 改定作業を開始

基本構想

本区の目指す将来像を定め、その実現のための基本目標や施策の方向を示すもので、区議会にて議決します。



今回の改定は「基本構想」と「基本計画」について行います。

長期総合計画 ってなあに?

長期総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。

基本計画

基本構想に示された基本目標ごとに施策の体系と事業内容を示すものです。

実施計画

基本計画に示された施策を、現実の行財政の中で具体化し、毎年度の予算編成の指針となるものです。

千代田区では、今年度から第三次長期総合計画の策定作業を開始します。
長期総合計画は、長期的展望に立つて区の目指すべき将来像を描き、その実現のために必要となる明確なビジョンと施策の方向性を明らかにするものです。
区民の皆さんとともに、千代田区らしさを生かした新しい計画づくりを進めていきます。



なぜ改定するのか? (主な理由)

1 制度の改革等

都区制度改革や地方分権の推進、介護保険制度の開始など、区政全体を揺るがすような制度改革等の実施が間近に迫っています。これに伴い、区は、これまで以上に自主・自立と自己責任の伴った区政運営が求められることとなります。

2 少子高齢化と経済の 低成長化

高齢化が急激に進む一方、少子化も着実に進行しています。特に本区では、この傾向が強くなっています。
また、経済は低成長へと移行し、成長を前提とした社会経済の構造が大きく変わりつつあります。

こうした社会経済状況の変化に対応した行財政運営が求められることとなります。

区民が主人公の 計画となるために

区民が安心して生き生きと暮らせるまちとするため、区民の皆さんがそれぞれに、まちの将来について考え、どのようにしていったらよいか意見を出し合うことが大切です。

そして、それらの意見が的確に計画へ反映されてこそ、区民が主人公の計画となります。区は、区民の皆さんが積極的に計画づくりに参加できるように様々な機会を設けます。

千代田区環境配慮指針

策定検討委員を募集します

区では、平成10年度～11年度の2年間で、「千代田区環境配慮指針」の策定を進めています。この指針は、千代田区の環境の現状と環境課題の検討を経て、区の望ましい環境像、環境施策の基本方針、環境施策の体系化等を定めていくものです。
区では、指針の策定にあたり、区民の方々の意見をお聞きするため、委員会を設置し、委員を公募します。
任期 9月～平成12年3月
対象 区内在住で環境問題等に関心をお持ちの方若干名
※ 策定委員会の委員の構成
学識経験者、区内事業所・団体代表、区民等
申込方法 これからの環境問題等について、あなたのお考えを800字程度にまとめて住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、郵送で8月3日(火)(消印有効)までに、環境・リサイクル課環境計画主査(〒102-8688九段南1-6-11)へ。
※ 申し込み多数の場合は選考。なお、応募の際の提出書類はお返しできませんのでご了承ください。

長期総合計画懇談会に 参加される方を 募集します

募集します

今回の改定にあたり、区民の皆さんが主体となって検討していただく組織として、学識経験者、関係団体から推薦された方、公募区民の方などで構成する長期総合計画懇談会を設置します。懇談会で検討した結果は提言としてまとめ、区長に報告していただきます。

この懇談会に参加して下さる方を募集します。
公募する人数 おおむね10名程度
※ 申し込み多数の場合は選考。
対象 区内在住・在勤・在学の方
任期 9月～平成13年6月ごろ

申込み 千代田区をどんなまちにしたいかを、400字程度にまとめるとともに、関心のある分野を①福祉と保健②教育と文化③くらしとまちづくりから選び、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を書いて、郵送で8月6日(金)(消印有効)までに企画調整課(〒102-8688九段南1-6-11)へ。

第2回 区議会定例会

平成11年第2回区議会定例会が、6月16日から25日まで開かれました。

この定例会では、区長から提出された「特別区税条例の一部を改正する条例」など10件の議案が、いずれも原案どおり可決されたほか、報告1件がありました。

また、議員提出議案2件が可決されました。

関係 総務課、区議会事務局

区長提出議案

▽職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

▽特別区税条例の一部を改正する条例

▽区民会館条例の一部を改正する条例

▽災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

▽監査委員の選任の同意について

▽平成10年度一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて(報告)

議員提出議案

▽地方分権一括法案に関する意見書

▽介護保険制度に関する意見書

監査委員に 成田源一郎氏が再任

任期満了となった成田源一郎監査委員が、議会の同意を得て、6月16日付で再任されました。

称 西神田区営住宅 西神田区民住宅

新築 入居者募集

申込書の配布 7月21日(水)8月2日(月)の間、各出張所、区政案内相談コーナー(区役所1階)、都市開発部住宅課(区役所4階、御千代田区街づくり推進公社で配布)

抽せん日 8月20日(金)入居予定 いずれも12月申込み 「申込みのしお

※特別資格者は、申込期間

内に直接、住宅課へ。問合せ 御千代田区街づくり推進公社(千代田区九段南1-6-17 千代田会館2階) ☎3239-3499 (8月2日)までの問合せ専用)

千代田平和展示会

戦後54年を迎えた今年、戦争の悲惨さ・愚かさ・核の恐ろしさを見つめなおし、平和の尊さについて考えてみませんか。

とき 8月6日(金)10日(火)午前9時～午後5時

会場 いきいきプラザ一番町庭園ロビー・区民ギャラリー(一番町12)

内容 ①パネル展示「原爆と人間関係」(40点)②アニメビデオ「つるのこ」(27分)③千代田区平和啓

▼ビデオ上映開始時間

つるのこ	午前9時30分～ 午前10時30分～ 午前11時30分～
平和への願いをこめて	午後1時15分～ 午後1時30分～ 午後2時30分～ 午後3時30分～

進課

千代田区介護保険サービスマニエール提供事業者連絡会を開催します

本区内で介護サービスの展開を考えている事業者の方を対象に、連絡会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

とき 8月9日(月)午後2時～5時

申込み 8月3日(火)までに、電話で介護保険準備課へ。

会場 区役所10階会議室

内容 事業者サービスマニエールの提供体制について、介護保険制度整備状況について

敬老会

今年の敬老会は、9月14日(火)午後1時30分から九段会館で行います。

招待するのは満75歳以上の方(大正13年9月16日以前に生まれた方)です。

内容などくわしくは、8月20日号をご覧ください。

問合せ 高齢者福祉課高齢者福祉係

「(仮称)汐留A街区、B街区、C街区開発事業」に係る環境影響評価書の公示・縦覧

東京都環境影響評価条例に基づき、8月2日(月)に環境影響評価書が公示され、この評価書は、事業者が皆から出されたご意見や区長の意見、知事の審査意見書に基づいて、評価書案に検討を加え作成したものです。なお、今回の縦覧は、環境影響評価手続きの最終段階にあたります。

縦覧期間 8月2日(月)～16日(土)(土・日曜日は除く)

縦覧時間 午前9時30分～午後4時30分

縦覧場所 ①環境土木部環境・リサイクル課(御千代田区全環境管理本部環境影響評価審査室(新宿区西新宿2-8-1)都庁)

問合せ 御千代田区全環境管理本部環境影響評価審査室調整係 ☎3221-1111、②環境・リサイクル課環境係

税金

▼減免制度の内容

①区分所有家屋(一棟の建物)が複数に区分され、各戸が独立して所有されているビル等)で、住宅部分がある割合が小さいため、その敷地が住宅用地としての税負担の軽減を受けることができないものについて、税負担の緩和を図ろうとするものです。

▼減免制度を受けるには?

①②③のすべての要件を満たすことが必要です。

①区分所有家屋の敷地であること。

②ビルの中にある住宅部分の床面積がビル全体の床面積の4分の1未満であるため、その敷地全体が非住宅用地(商業地等)として認定されている土地であること。

③課税される年の1月1日および減免申請日に、同じ所有者またはその親族が継続して居住しており、かつ、その住宅部分の所有者がビルの敷地を所有していること(法人の所有するものおよび賃貸しているものは対象外)。

▼減免額は?

住宅部分に相当する土地の税額の3分の2を限度とした額が減免されます。

▼手続きは?

固定資産税減免申請書に、住民票と居住部分の平面図等を添付して、都税事務所へ提出してください。

なお、減免申請が第2期の納期限(9月末日)のあとになりますと、限度額満額の減免は受けられなくなりますのでご注意ください。

問合せ 千代田都税事務所 ☎3252-7141

都市計画マスタープラン「地域別まちづくりプラン」ができました

千代田区都市計画マスタープランの別冊として、各地域の整備方針、都市計画決定事項(地区計画、市街地再開発事業、土地画整理事業など)や現在進められている計画・事業など、まちづくりに関する情報」を掲載した「地域別まちづくりプラン」ができました。

都市計画課(千代田会館2階)の窓口、区政案内相談コーナー、各出張所などで閲覧することが

■天災などで被害を受けたときは

台風や集中豪雨などで被害を受けた方には、税額を軽減する減免制度があります。この制度は、納税者からの申請が条件になっていますので、該当される方は納期限内に申請してください。

また、被害にあつて、区税または都税を一度に納めることができない方には、納税の猶予制度もありますので、くわしくはお問い合わせください。

問合せ 個人住民税については区税務課課税係へ。固定資産税、都市計画税については千代田都税事務所(☎3252-7141)へ。

みんなの健康を守る

国民健康保険

皆さんが病気やケガをしたときに、安心して医療者さんにかかるため、なくてはならない「健康保険」。誰もが、どこかの「健康保険」に必ず入ることになっています。

職場の健康保険(健康保険組合、政府管掌健康保険や共済組合など)に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、区内に住んでいる人は、すべて「国民健康保険」に加入することになります。「国民健康保険」に入るとき、やめるときには、必ず14日以内に届出をしてください。

退職したら 加入の手続きを

勤務先を退職して、職場の健康保険の資格がなくなった方や、その扶養家族の加入手続きが必要で、うっかりして届出が遅れたら、

退職者医療制度

長い間勤めていた会社などを退職して、国民健康保険に加入された方は、手続きに必要なもの(年金証書(裁定通知書、保険証、印鑑)を、この制度が適用される自己負担額 本人1割、扶養家族2割、入院2割、外来受診3割)を、厚生年金や共済組合などの老齢(退職)年金を受けている方で、加入期間が20年以上、または40歳以後10年以上ある方(老人保健法

就職したら やめる手続きを

会社などに就職して、新たに職場の健康保険に加入した方や、その扶養家族になった方は、「国民健康保険」をやめる手続きが必要です。

会社などから「国民健康保険」には何も連絡がないため、加入していた方が手続きをしないと、加入したままになってしまいます。そうすると、保険料を二重に納めるようになり、

保険料を納める期間

国民健康保険の保険料は、被保険者になった月から、やめた月の前月まで納めます。加入の手続きをしたとき

「口座振替」で!!

保険料のお支払いは口座振替にすると、毎月支払いに行く手間が省け、納め忘れの心配がありません。ぜひ、ご利用ください。

申込み 郵便局、金融機関または保険年金課へ。

こんなときは必ず届出を!

転出、転入など、下記のようなことがあったときは、必ず14日以内に届出をしてください。



▼「国民健康保険」届出種類・届出先一覧表

こんなとき		必要なもの	届出先
区に転入してきたとき	世帯全員が転入	印鑑	保険年金課、各出張所
	世帯の一部が転入	保険証、印鑑	
	外国人登録をしたとき(短期滞在者を除く)	外国人登録証	保険年金課
職場の健康保険をやめたとき	世帯全員	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑	保険年金課、各出張所
	世帯の一部(下記*事項にご注意)	職場の健康保険をやめた証明書、保険証、印鑑	
子どもが生まれたとき	母子手帳、保険証、印鑑		保険年金課
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑	
区から転出したとき	世帯全員が転出	保険証、印鑑	保険年金課、各出張所
	世帯の一部が転出		
外国人で区外に転出するとき	世帯全員	保険証、外国人登録証	保険年金課、各出張所
	職場の健康保険に入ったとき	勤務先の保険証、国民健康保険証、印鑑	
死亡したとき	世帯の一部	保険証、印鑑	保険年金課、各出張所
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、保険証、印鑑	
世帯主・氏名が変わったとき、区内で住所が変わったとき、世帯の合併・分離のとき		保険証、印鑑	保険年金課、各出張所
	保険証をなくしたとき	印鑑、保険料領収書、運転免許証等身分を証明するもの	保険年金課

*お急ぎの場合は、直接保険年金課(区役所2階)へおいでください。なお、「保険証」の発行は原則として郵送となります。
*世帯主が職場の健康保険等に加入している場合は、上記以外にも必要な書類があります。

株式会社・有限会社等に勤めている方は、国民健康保険に加入できません!

株式会社、有限会社、合資会社等の法人事業所に勤める土木建築業や物品販売業などの個人事業所に勤めて人、試用期間中の方などを除く、パートタイマー・アルバイトの方(目安として、1か月の労働日数が通常の従業員のおおむね4分の3以上ある方)、および、常時

問合せ

保険年金課国民健康保険係

20歳から加入

～国民年金加入(第1号被保険者)～
20歳になったら国民年金

厚生年金・共済組合加入者を除く、20歳を迎えた方全員に年金手帳をお送りしています。基礎年金番号が記載された年金手帳は、就職等の手続きに必要となります。大切にしてください。

保 険 料

・月額13,300円

国民年金保険料は月額13,300円、付加保険料は月額400円です。区役所からお送りする納付書で、金融機関・出張所・保険年金課国民年金係でお支払いください。なお、納め忘れた保険料は2年間までさかのぼり納められます。

・口座振替が便利です

お忙しい方は、指定金融機関の口座から、国民年金保険料の自動支払いが可能です。納め忘れありません。なお、他区で口座振替をしていて千代田区に転入された方は、新たに口座振替の申し込みが必要です。

・保険料の免除

昼間部の学生の方には、学生免除制度(親の年間収入等を該当基準とする)があります。学生以外の方でも、保険料を納めるのが困難な場合には、申請して免除を受けることができます。また、障害基礎年金を受給中の方や生活保護を受けている方等は、その間の保険料が免除されます。

免除を受けた期間は、年金額が3分の1で計算されます。なお、この期間の保険料は10年以内に限り一定金額を加算して納めることができます。



就職したとき

・第1号被保険者

自営業・自由業の方、または、勤務先に厚生年金・共済組合等の制度がない方は、引き続き第1号被保険者として国民年金に加入することになります。

・第2号被保険者

会社(厚生年金・共済組合)に就職した方は、会社が本人に代わり厚生年金等の加入手続きを行います。また、基礎となる国民年金部分の手続きも同時に処理されますので、ご本人で手続きを行う必要はありません。



結婚したとき

・会社員等の配偶者に扶養された場合(第3号被保険者)

会社員等(第2号被保険者)に扶養される配偶者は、第3号被保険者になります。ただし、資格を得るには必ず届出を行わなければなりません。第3号被保険者の保険料は、配偶者の加入する厚生年金や共済組合が負担する仕組みになっていますので、ご本人が保険料を支払う必要はありません。



・扶養を外れたときは届出を!

所得のオーバー等で、扶養を外れたときは種別が第1号被保険者に変更になりますので、お早目に届け出てください。

34歳

～今からなら間に合います～



年金を受け取るためには、国民年金保険料免除期間、厚生年金等の加入期間を含め、保険料を納めた期間が最低25年以上必要です。千代田区では、34歳以下でいずれの年金制度にも加入されていない方には、加入の手続きをとり、年金手帳をお送りします。

知って得する国民年金あれこれ

・国民年金福祉施設の利用

国民年金の加入・受給者は全国58か所にある国民年金福祉施設を安い料金で利用できます。

・年金教育資金の融資

高校・大学の入学時、在学中の教育資金の融資(学生1人あたり50万円)を受けることができます。

・年金住宅資金の融資

・国民年金保険料の税額控除

国民年金の保険料は、全額社会保険料控除できます。民間の生命保険等のような限度額ははありません。

・国民年金担保融資(年金受給中の方)

銀行・郵便局等で国民年金を担保にした融資を受けることができます。

60歳まで納めて

～ひとまず保険料の支払いは終わりです～

●高齢任意加入

- ① 老齢基礎年金を受給するために必要な資格期間が不足している。
- ② 将来受給する老齢基礎年金の金額を増やしたい。



このようなときは、希望すれば60歳から70歳までの間(②の場合のみ、60歳から65歳までの間)で国民年金の保険料を納めることができます。

※厚生年金に加入期間のある方の手続き・問い合わせについては、

- ・麴町社会保険事務所 ☎3265-4381
- ・神田社会保険事務所 ☎5280-2811

もしものときに(途中給付)

・障害基礎年金

国民年金加入者が、病気やケガで障害者になったときや、20歳前の病気やケガによって障害者になった場合に、障害基礎年金が支給されます(20歳前の障害の場合、所得制限があります)。

・遺族基礎年金

国民年金加入者が死亡した場合、または老齢基礎年金を受け取る資格期間(原則として25年)を満たした方が死亡したときには、生計を維持されていた「18歳未満の子のある妻」や「子」に遺族基礎年金が支給されます。

※障害基礎年金・遺族基礎年金のどちらについても、受給のためには保険料の納付についての条件があります。

第1号被保険者の独自の給付

年 金	給付の条件
寡 婦 年 金	老齢基礎年金を受ける資格のある夫がいずれの年金も受けずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまで支給
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人がいずれの年金も受けずに死亡したときに支給
脱退一時金	第1号被保険者として保険料を6か月以上納付した短期在留の外国人がいずれの年金も受けずに帰国したときに支給

65歳で請求

～老齢基礎年金受給開始～

20歳から60歳まで40年間、保険料を完納した方は満額804,200円(年額)の年金を受けられます。

年額の計算例

$$804,200 \times \frac{\text{保険料納付月数} + (\text{免除月数} \times \frac{1}{3})}{40年 \times 12月 (\text{加入可能年数})}$$

※付加保険料を納付した期間は、200円×納付月数の額が加算されます。

- ・年金額は物価上昇にあわせスライドします。将来も年金は目減りすることはありません。
- ・老齢基礎年金は60歳から70歳の期間で、希望する年齢から支給を受けることが可能です。ただし、年金額は、65歳を基準に、それ以前は減額、それ以後は増額されます。

▼繰り上げ・繰り下げ請求をした場合

年 令	支給率	年 額	月 額
60歳	58%	466,400円	38,866円
61	65%	522,700円	43,558円
62	72%	579,000円	48,250円
63	80%	643,400円	53,616円
64	89%	715,700円	59,641円
65歳	100%	804,200円	67,017円
66	112%	900,700円	75,058円
67	126%	1,013,300円	84,441円
68	143%	1,150,000円	95,883円
69	164%	1,318,900円	109,908円
70	188%	1,511,900円	125,991円

※保険料を完納した方の場合です(平成11年度)

繰り上げ請求の場合にご注意ください

- ① 60歳から支給される特別支給の老齢厚生年金等があるときは、その支給が停止されます。
- ② 繰り上げで老齢基礎年金を受給した場合は、障害基礎年金は受けられません。
- ③ 65歳まで遺族厚生年金等と一緒に受け取ることはできません。
- ④ 寡婦年金は受けられません。
- ⑤ 60歳から65歳までの期間に厚生年金等に加入したときは支給停止になります。

受給者となったら、毎年誕生月の現況届(ハガキ)を忘れずに社会保険庁に郵送してください。

〈問合せ〉保険年金課国民年金係

今後法改正がありましたら、広報千代田でお知らせします。



スポーツ

スポーツ振興課（総合体育館内）

〒101-0047 内神田2-1-8 ☎3256-8444

■区民キャンプ会

とき 8月27日(金)～29日(日)、27日午後10時、総合体育館前集合・出発

場所 山形県月山

対象 区内在住、在勤の健康な方90名（申込順）

費用 25,000円

申込み 所定の申込書に申込金15,000円を添えて、8月2日(月)からスポーツ振興課へ。

■初心者テニス講習会

とき 前期＝9月14日～10月12日、後期＝10月19日～11月16日、いずれも毎週火曜日の各5回、9月・10月は午前10時～正午、11月は午前10時30分～午後0時30分

会場 外濠公園テニスコート（五番町先）

対象 区内在住の初心者30名（抽せん）

服装・持ち物 運動できる服装、ラケット、テニスシューズ

指導 千代田区庭球連盟

費用 500円（傷害保険料）

申込み 往復ハガキ（記入例参照）に、「希望する時期」（前期／後期）を追記して8月16日(月)（必着）までにスポーツ振興課へ。

■学校プール無料開放

開放校・期間など 右表のとおり

対象 小学生以上の区民（保護者

学 校 名	期 間
お茶の水小学校 (猿楽町1-1-1)	8月2日(月)～10日(火)
富士見小学校 (富士見1-10-3)	8月5日(木)～10日(火)
九 段 小 学 校 (三番町16)	8月8日(日)～18日(火) (8月13日～15日を除く)
麴 町 小 学 校 (麴町2-8)	8月9日(月)～13日(金)
番 町 小 学 校 (六番町8)	8月16日(月)～22日(日)

※時間は午後1時～3時

お知らせ

■「夏休み親子リサイクル施設見学会」参加者募集

家庭や学校、会社から毎日大量に出されるごみの行き先をご存じですか？

今回の施設見学会は、最新設備の清掃工場と、自然がいっぱいの臨海公園を見学します。

とき 8月18日(木)午前9時～午後5時（予定）

見学施設 東京都新江東清掃工場（江東区）、葛西臨海公園（江戸川区）

対象 区内在住、在勤、在学の親子40名（申込順）

※葛西臨海水族園入場料（大人700円、小人無料）、昼食は自己負担になります。

申込み 7月21日(木)午前9時から電話で、環境・リサイクル課リサイクル係へ。

■空きかん回収機「くうかん鳥」が終了しました

長い間ご利用いただいた「くうかん鳥」による空きかん回収事業は終了しました。

皆さんがお持ちの図書券引き換え台紙（引換券500枚貼付）は、7月30日(金)までに各引き換え場所で図書券（500円分）と交換してください。なお、引換券が500枚にならなかった方は、お問い合わせください。

自転車の交通マナー

自転車も乗れば問われる交通マナー

都内での自転車乗車中の死者は、6月8日現在で29名（昨年比6名増）と増えています。

自転車に乗る方も交通マナーが大切です。

- 歩道は歩行者優先
- 自転車も正しい横断
- 危険です 夜の無灯火
- みんなの迷惑「放置自転車」

問合せ 区環境土木部管理課、麴町・丸の内・神田・万世橋警察署



生涯学習

生涯学習振興課（九段社会教育会館内）

〒102-0074 九段南1-5-10 ☎3234-2841

■千代田区学習グループ夏季宿泊研修参加者募集

とき 8月18日(木)～19日(金)、18日午前8時30分区役所前集合・出発、19日午後5時帰着予定。

※往復バスを利用します。

場所 区立軽井沢少年自然の家、区立メレーズ軽井沢（長野県北佐久郡）

対象 区内で学習活動をしている方、または、これから学習活動に参加しようとしている方70名（申込順）

※定員には参加者同伴のお子さん（3歳以上）を含みます。また研修会の間は保育があります。子育て中の方もお気軽にご参加ください。

内容 「すべての世代のための社会をめざして」をテーマにした研修会、「薬草とハーブのリフレッシュパーク～薬王園」の見学

費用 大人7,000円、小人5,500円

申込み 所定の申込書に費用を添えて、生涯学習振興課へ。

▼二松学舎大学オープンカレッジ＆木曜コミュニティセミナー

とき・テーマなど

講座名	と き	テ ー マ	講 師
オ ー プ ン カ レ ッ ジ	9月6日(月)	竹取物語—歴史風土から見た—	名譽教授 南海 博洋氏
	9月7日(火)	伊勢物語を読む—葉平の虚と実—	講 師 岡山 美樹氏
	9月8日(水)	『源氏物語』—宇治十帖の世界—	講 師 松田 喜好氏
	9月9日(木)	儒学と反儒学—諸子百家の「義」と「利」についての論争—	教 授 田村 和親氏
	9月10日(金)	朱子学と反朱子学—義利差別・義先利後・義利合一—	教 授 松川 健二氏
木 曜 コ ミ ュ ニ テ ィ ー セ ミ ナ ー	9月6日(月)	唐・宋代の書道史と王羲之の蘭亭叙・聖教序	教 授 瀬川 彦峰氏
	9月7日(火)	蘇軾・黄州寒食詩卷—並黄庭堅跋文—	教 授 難波 清郎氏
	9月8日(水)	顔真卿と蔡襄—美技及び理論と鑑賞—	教 授 寺山 旦中氏
	9月9日(木)	米芾と蜀素帖	講 師 石野 黎鋒氏
	9月10日(金)	元永本古今集と藤原定家	講 師 杉浦 華柱氏
国 文 学 講 座	10月7日(木)	宇治拾遺物語—宇治拾遺物語と伴大納言絵巻の謎—	教 授 松本 寧至氏
	10月14日(木)	『古今著聞集』に見る王朝の音楽世界—王朝人は楽器を弾いた—	教 授 磯 水絵氏
	10月21日(木)	説話文学と謡曲(能)のかずかず	教 授 松田 存氏
	11月11日(木)	中国古代の歴史観—四部分類に見る—	教 授 戸川 芳郎氏
	11月18日(木)	中国の詩に見る対句表現—六朝から唐へ—	教 授 石川 忠久氏
国 文 学 講 座	11月25日(木)	漢学の言語学—漢字に挑んだ古代中国の人々—	教 授 大島 正二氏

※時間は、文学講座＝午前10時～正午、書道講座＝午後1時～4時30分、国文学講座・中国文学講座＝午後6時～8時

講座名	と き	テ ー マ	講 師
オ ー プ ン カ レ ッ ジ	9月6日(月)	竹取物語—歴史風土から見た—	名譽教授 南海 博洋氏
	9月7日(火)	伊勢物語を読む—葉平の虚と実—	講 師 岡山 美樹氏
	9月8日(水)	『源氏物語』—宇治十帖の世界—	講 師 松田 喜好氏
	9月9日(木)	儒学と反儒学—諸子百家の「義」と「利」についての論争—	教 授 田村 和親氏
	9月10日(金)	朱子学と反朱子学—義利差別・義先利後・義利合一—	教 授 松川 健二氏
木 曜 コ ミ ュ ニ テ ィ ー セ ミ ナ ー	9月6日(月)	唐・宋代の書道史と王羲之の蘭亭叙・聖教序	教 授 瀬川 彦峰氏
	9月7日(火)	蘇軾・黄州寒食詩卷—並黄庭堅跋文—	教 授 難波 清郎氏
	9月8日(水)	顔真卿と蔡襄—美技及び理論と鑑賞—	教 授 寺山 旦中氏
	9月9日(木)	米芾と蜀素帖	講 師 石野 黎鋒氏
	9月10日(金)	元永本古今集と藤原定家	講 師 杉浦 華柱氏
国 文 学 講 座	10月7日(木)	宇治拾遺物語—宇治拾遺物語と伴大納言絵巻の謎—	教 授 松本 寧至氏
	10月14日(木)	『古今著聞集』に見る王朝の音楽世界—王朝人は楽器を弾いた—	教 授 磯 水絵氏
	10月21日(木)	説話文学と謡曲(能)のかずかず	教 授 松田 存氏
	11月11日(木)	中国古代の歴史観—四部分類に見る—	教 授 戸川 芳郎氏
	11月18日(木)	中国の詩に見る対句表現—六朝から唐へ—	教 授 石川 忠久氏
国 文 学 講 座	11月25日(木)	漢学の言語学—漢字に挑んだ古代中国の人々—	教 授 大島 正二氏

※時間は、文学講座＝午前10時～正午、書道講座＝午後1時～4時30分、国文学講座・中国文学講座＝午後6時～8時

「明るい選挙」啓発のポスター・標語募集

千代田区選挙管理委員会では、明るい選挙を推進するため、「ポスター」と「標語」を募集します。ふるってご応募ください。

優秀作品は表彰し、選挙啓発のために使用させていただきます。

●ポスター

内容 明るい選挙を推し進めることを表すもの

応募資格 区内在住、在学の小学生および高校生

作品の規格 色彩・画材は自由。大きさは45cm×30cm～55cm

×40cm（縦横自由）

●標語

内容 ポスターと同じ

応募資格 区内在住、在勤、在学者

—いづれも—

応募・問合せ 住所、氏名、性別、学校名（職業）を書いて9月3日(金)までに選挙管理委員会事務局（〒102-8688九段南1-6-11）へ郵送または持参してください。



福祉

高齢者のための実践セミナー

コース ①ハウスクリーニング、②毛筆筆耕（上級）

とき ①10月5日(火)～15日(金)の8日間、②10月12日(火)～11月29日(月)の30日間で、いずれも午前10時～午後4時

会場 東京都高齢者就業センター（シニアワーク東京内、JR中央線飯田橋駅東口徒歩7分）

対象 60歳以上で講習修了後、(ハ)千代田区シルバー人材センターに入会し、就業できる方

定員 若干名（選考）

受講料 無料

申込み 往復ハガキ（記入例参照）にコース名、生年月日を追記して、①は8月20日(金)、②は8月16日(月)（いずれも必着）までに、(ハ)東京都高齢者事業振興財団（〒102-0072飯田橋3-10-3 ☎5211-2327）へ。

※②は毛筆で記入のこと

■介護について困りのときは

自宅でお過ごしの高齢者とその介護者の方を対象に、困ったことや心配なこと、福祉・保健サービスについてなど、専門の職員が対応します。

また、介護機器・用品の展示や紹介もしていますので、お気軽に

ご相談ください。

とき 毎週月曜日から土曜日の午前9時～午後5時

会場・問合せ 一番町在宅介護支援センター（一番町12 ☎3265-6141）

■個人で事業をしている方が、融資について困りのときは

区では、一般の金融機関などから融資を受けることが困難な世帯に、生業資金をお貸しします。

対象 この資金を借り受けないと生活が困窮する、つぎの条件をすべて満たす方

①区内に1年以上住み、

②主としてこの資金を借り受けようとする事業によって生計を立てていて、

③住民税を完納し、

④連帯保証人がいる方

貸付額 200万円以内

利率 年0.5%

返済方法 6年以内（据置期間6か月間を含む）の月賦元金均等返済

申込期限 8月6日(金)

申込み 保健福祉部管理課厚生係

国民健康保険

■旅先で病気やケガをしたときは

夏休みを利用して、海や山に出かけるシーズンです。

保険証を持たずに外出て病気

8月の保健事業ガイド

事業名・対象など	と き	実施場所	問 合 せ
すくすくクラブ 乳幼児の親子同士が交流する場として、母子室を開放しています	5日(木)午前9時30分～11時30分	千代田保健所	千代田保健所 ☎3291-3641
健康相談 区内在住、在勤、在学者の方	毎週水曜日午前9時～10時30分 毎週金曜日午前9時～10時30分	千代田保健所 千代田保健所麴町庁舎	千代田保健所麴町庁舎 ☎3221-1311
栄養相談 生活習慣病の予防と改善、離乳食など食事に関する相談	随時予約午前10時～午後4時	千代田保健所	
乳がん検診 区内在住で30歳以上の女性の方	11日(水)午後1時30分～2時30分	千代田保健所麴町庁舎	
女性の健康づくり健診(2日制) 1日目：健診 2日目：結果相談 区内在住で18～39歳の女性の方	1日目：8月31日(火)午前9時～10時 2日目：9月10日(金)午後1時～	千代田保健所麴町庁舎	
骨粗しょう症健診(2日制) 1日目：健診 2日目：結果相談 区内在住、在勤、在学者の方	1日目：8月31日(火)午後1時30分～2時 2日目：9月10日(金)午後1時30分～	千代田保健所	
肺がん検診 区内在住で35歳以上の方	5日(木)午後1時30分～2時30分	千代田保健所	千代田保健所 ☎3291-3641
健康増進コーナー(2日制) 区内在住、在勤、在学者で健康チェックと体力テスト希望の方	月曜日と翌週の水曜日午後1時～8月30日(月)・9月8日(火)	千代田保健所	
エイズ相談(相談・検査)	13日(金)・27日(金) 午前9時～10時15分	千代田保健所	
一般精神ケア 区内在住で、心の病気のある方	6日(金)・20日(金) 午前9時30分～	千代田保健所	
心の相談 心の問題で悩んでいる方	19日(木) 午後1時30分～	千代田保健所	
老人精神保健(痴ほう)相談・ケア おとしよりの心の問題で悩んでいる家族の方など	6日(金)午前9時30分～11時30分 27日(金)午前9時30分～11時30分	千代田保健所麴町庁舎 千代田保健所	
機能訓練 区内在住で身体機能維持・回復を必要としている方	毎週月曜日午後1時～3時30分 毎週水曜日午前9時30分～11時 午後1時～3時30分	千代田保健所	
在宅療養者訪問看護指導(機能訓練1回を含む) ※申し込み審査制 区内在住で在宅療養をしている方	月3回程度	千代田保健所麴町庁舎	
難病リハビリ教室(相談・指導) 区内在住、在勤者で医療、療養機能訓練の必要な方	23日(月)午後1時～3時30分	千代田保健所	

■保険料の変更通知を送りました

国保の保険料は、住民税を基礎に計算されます。4月にお知らせした保険料は、平成11年度の住民税が確定していなかったため、平成10年度の住民税をもとに仮計算したものです。

今回お送りした通知書は、6月に確定した平成11年度の住民税をもとに、計算をやり直した「変更決定通知書」です。

なお、平成10年度と平成11年度の住民税額が変わらない方などは、4月にお知らせした保険料が年間の保険料となりますので、今回は納付書のみをお送りしました。

また、口座振替で保険料を納付されていた方は、「変更決定通知書」だけをお送りしました。

問合せ 保険年金課国民健康保険係

区では保育士・看護婦(士)を募集します

■職種・人員・応募資格

(1)福祉II類（保育士） 若干名

11月1日現在、保育士の資格を有する20歳以上30歳未満の者

(2)看護婦（士） 1名

11月1日現在、看護婦（士）の免許を有する45歳未満の者

採用日 11月1日以降

勤務場所 保育園・福祉施設等

選考日 第1次選考 8月31日(火)

第2次選考 9月中旬～下旬

応募期間 7月21日(火)～8月13日(金)

応募方法 市販の履歴書に写真を貼り、左上欄外に、希望職種が保育士の場合は「福祉」、看護婦（士）の場合は「看護」と朱書きのうえ、郵送または持参により総務部職員課人事係（区役所5階）へ。

8月の休日診療当番医

※受診するときは、あらかじめ電話でお問い合わせください。 ※健康保険証と健康手帳(70歳以上の方など)をお持ちください。	
診療時間：午前9時～午後10時 ④ 印は午後5時まで ⑤ 印は午後5時～10時	
内 科	1日 山岡クリニック ☎3264-5160 麴町4-3 麴町富士ビル2F 奥田医院 ☎3254-0702 神田多町2-9
	8日 ④ 那須医院 ☎3291-0662 神田神保町1-24 加藤ビル5F ⑤ 明和病院 ☎3251-0263 神田須田町1-18
	15日 柳下医院 ☎3261-1261 平河町1-7-14 神田司町クリニック ☎3295-2513 神田司町2-21-10 富士ビル2F
	22日 麴町クリニック ☎3238-7654 麴町3-4-7 豊ビル5F 渡部内科 ☎3262-5977 神田神保町2-2-8 飯文ビル1F
小 児 科	29日 市ヶ谷駅前診療所 ☎3234-5021 五番町2 横山ビル1F 代田医院 ☎3831-5779 外神田4-5 妻恋坂コブ401
	診療時間：午前9時～午後5時
	1日 かい歯科医院 ☎3264-7166 三崎町3-4-2 トクセン水道ビル1F
	8日 歯科甲斐医院 ☎3251-3348 麴町2-9-7
歯 科	15日 笠島歯科医院 ☎3295-4878 神田司町2-18 丸蔵ビル2F
	22日 加賀山歯科医院 ☎3254-0648 神田東松下町18 高正ビル2F
	29日 加賀山歯科 ☎3263-0376 神田神保町2-14 朝日神保町プラザ208
消防庁テレホンサービス …… ☎3212-2323(短縮ダイヤル ☎ #7119) 健康案内ひまわり情報センター ・夜間休日診療案内(24時間) …… ☎5272-0303 ・休日等診療案内(土曜17時～月曜8時30分) …… ☎5272-0505 千代田くらしのテレホン&ファクシミリガイド(24時間) …… ☎3264-2233	

ちよだパークサイドプラザ (神田和泉町1 ☎3864-8931)

☆映画会+ゲーム会 8月4日(木)
午後1時30分～、「象のいない動物園」「怪談～芳一ものがたり」

☆夏休みゲーム会「水てっぽう大会」 8月5日(木)午後2時～、冷たい水かけっこを楽しもう!

児童館

●西神田児童館(西神田1-3-4)
☎3294-0631

☆夏休みビデオシアター 7月21日(木)＝「3びきのこぶた」他、28日(木)＝「それゆけ! アンパンマン～空とぶ絵本とガラスのクツ」、いずれも午後1時30分～3時

●一番町児童館(一番町10)
☎3230-0866

☆夏休み映画劇場 7月22日(木)、

29日(木)、8月5日(木)、いずれも午後2時～

●四番町児童館(四番町11)
☎3234-3084

☆夏休みノミナおいでよワクワク大会 キックベース＝8月10日(火)、ラケットベース＝8月27日(金)、いずれも低学年、高学年に分かれて行います。オセロゲーム＝8月26日(木)

※いずれも午後2時～4時。

高齢者センター (神田神保町2-20 ☎3265-3981)

■長寿会に加入を

区内には麴町長寿会(番町地区)、富久寿会(富士見地区)、神保町地区長寿会、神田公園地区長寿会、万世呉竹会(万世橋地区)、和泉橋菊寿会(和泉橋地区)の6つの長寿会があります。各長寿会

ごとに誕生会で演奏を楽しんだり、春と秋には千代田荘への旅行などで、会員どうしの親睦を深めています。

ご入会をお待ちしています。

対象 60歳以上の区内在住者

図書館

●千代田図書館(九段南1-6-11)
☎3264-0151

☆土曜映画会 7月24日(土)午後2時～、九段社会教育会館(九段南1-5-10)、「セロひきのゴーシュ」「むくはとじゅうの名犬物語」

☆16ミリ発声映写機操作講習会 8月4日(木)、5日(木)の2日間、午前9時～午後5時。7月24日

(土)まで、16歳以上の区内在住、在勤、在学者30名(在住者優先)を募集中。

●四番町図書館(四番町1)
☎3239-6357

☆おはなし会 7月25日(日)、幼児向け＝午後1時30分～2時、小学生以上＝午後2時30分～3時

☆土曜子ども映画会 8月14日(土)午前10時～11時40分、「火垂るの墓」

ちよだ中小企業センター (神田錦町3-21 ☎3233-1461)

■初級簿記講座

初心者でも簡単に理解でき、日常の経理事務にすぐに役立つ、簿記検定3級程度の講座です。

とき 8月23日(月)～10月27日(木)の毎週月曜日、水曜日、金曜日(祝日、9月22日、10月20日を除く)計25回、いずれも午後6時30分

～8時30分

会場 中小企業センター

対象 区内中小企業経営者および在勤者50名(申込順)

費用 10,500円(受講料)

申込み 8月6日(金)までに、所定の用紙に費用を添えて(勤)ちよだ中小企業センターへ。

MIW 男女共同参画センター (神田和泉町1 ☎5823-0772)

■MIW千夜一夜(第五夜)「国際機関で働く」

MIW千夜一夜は、月1回、ゲストのお話を聞きながら、情報交流、意見交換をしていく場です。

今回は、子ども2人を連れてパリ勤務8年、夫は出張を利用して日本とパリを往復、という広瀬晴子氏(ユネスコ人事局長)にお話を伺います。

とき 8月6日(金)午後6時30分～8時

申込み 電話で、男女共同参画セ

ンターへ。

※一時保育を希望の方は、7月30日(金)までにお申し込みください。

■MIW情報ライブラリ休室

8月17日(火)～29日(日)まで、資料整理のため休室します。図書やビデオの返却は、整理期間中も受け付けています。

なお、交流サロン、ミーティングルーム、相談室は通常通り利用できますので、どうぞお越しください。

自転車駐車場(ミニバイク)利用者募集

飯田橋駅東口第2自転車駐車場の一角を、ミニバイク専用駐車場とし、利用登録者を募集します。

登録期間 8月10日(火)～平成12年5月31日(木)

車種 原動機付自転車(50cc以下)

登録台数 10台

登録料 区民3,000円、区外居住者

6,000円(期間中有効)

利用できる方 現に通勤、通学にバイクを利用して、駅からの距離がおおむね1kmを超えている方など

申込み 希望者に申請用紙を送付しますので、電話で環境土木部管理課へ。

教育相談

お子さんについての心配ごとは

不登校、学業不振、家庭でのしつけ、発達の問題など、何でもご相談ください(秘密は厳守します)。

問合せ 教育研究所教育相談部
(神田司町2-16) ☎3256-8140

※事前に電話予約が必要です。

ぜひ、ご覧ください!



区役所ロビーをはじめ区立施設でご覧になれます。

また、千代田区ホームページ(ホームページアドレス http://

www.city.chiyoda.tokyo.jp) にダイジェスト版を掲載しています。

No. 232 平成11年7月

夏に涼を演出する代表的なものに「江戸すだれ」があります。

今月は、外神田の田中すだれ店さんを訪ねて、現代のすだれ事情をご紹介します、続いて7月24日(土)に新装オープンする箱根千代田荘のご案内、そして千代田の夏の風物詩や風景などをトピックスでご覧いただきます。

問合せ 広報課テレビ広報主査

施設の利用申込み・抽せん

外濠公園10月分(野球・テニス) 環境土木部管理課庶務係

往復ハガキで、8/10(火)～20(金)(消印有効)までに申し込み。
抽せん 8/25(水)区役所604会議室
テニスは13時30分～、野球は14時～

スポーツ施設 スポーツ振興課(☎3256-8444)

七生体育施設10月分(テニス・バレーボール)

専用ハガキで、8/1(日)～25(水)(必着)までに申し込み。
抽せん 9/1(火)
※空き施設の申し込みは9/12(日) 10時から先着順で受け付けます。

総合体育館11月分

所定の用紙で、8/1(日)～20(金)(必着)までに申し込み。
抽せん 9/1(火)
※空き施設の申し込みは9/2(水) 10時から先着順で受け付けます。

保養施設10月分

地域振興課保養施設係

専用ハガキで、8/1(日)～8/8(日)(必着)までに申し込み。	空室受付	利用できない日	
		箱根	湯河原
抽せん 8/13(金) 9時30分～ 区役所6階 604会議室	8/23(月) 9時～	4月、5月、12月～14月、18月～20月、26月～28月、30月	5月～7月、20月
		燐恋	7月、19月～21月
		少年自然の家 6月、12月～22月 26月～28月 メレーズ軽井沢	6月、26月～28月

千代田区公会堂 (☎3261-1772) 内幸町ホール (☎3500-5578)

・利用月の1年前の同月1日から受付開始

8月の区民相談室

相談時間: 13時～15時30分

問合せ: 広報課広聴相談係

●交通事故相談 2日、6日、9日、13日(第1～4月曜・金曜日) 16日、20日、23日、27日

※交通事故相談は、電話で予約してください。

くわしくは、広報課広聴相談係へ。

●区政・一般相談は毎日(区役所開庁日)9時から受け付けています。

●法律、税務、行政、人権身の上、不動産取引相談は、8月中お休みします。この期間中、法律などの問題でお困りの場合は、東京都政策報道室相談提案課(☎5320-7722)へご相談ください。